

就職差別の撤廃に向けた実態把握及び労働関係法令の周知啓発について

【担当省庁】厚生労働省

採用活動において、求職者の SNS 投稿の調査を調査会社に依頼する企業が多くあるとの報道がされているところであり、国の責任において実態の把握に努めるとともに、職業安定法第 5 条の 5 や職業安定法に関する指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）を遵守し、特別な場合を除き、採用活動において、応募者の SNS 投稿の調査などにより、社会的差別の原因となるおそれがある事項や思想及び信条等の適性・能力以外に関する個人情報の収集を行わないよう、企業への周知啓発をさらに強化いただきたい。また、法令違反が明らかになった場合は、必要な改善命令等の措置を適切に実施いただきたい。

【現状・課題等】

- 国においては、公正採用選考人権啓発推進員制度の推進や、令和 3 年 5 月に、プライバシーや性自認の多様なあり方に配慮した「履歴書の様式例」を作成・公表するなど、公正な採用選考に向けて取り組んでこられたところ。
- こうした中、令和 4 年 9 月、調査会社が企業からの依頼を受け、求職者の SNS 投稿を調査し、5 段階の評価を付けて報告していることがテレビで報道された。
- 京都府と京都労働局が共同で実施した令和 6 年 3 月卒業生のアンケート調査の集計結果（回答数 586 人）においても、戸籍・本籍や出生地、家族に関することなど、問題のある項目・質問があったとの回答が応募書類で 58 人（9.9%）、面接時等の質問等で 179 人（30.5%）となっており、依然として、就職差別につながる恐れがある事象が把握された。
特に、今回から新たに調査項目に追加した SNS 調査の項目については、企業からアカウントを調査すると事前に通知された学生が 7 人あり、3 人が本人同意の確認はなかった、5 人が調査内容の具体的な説明はなかったと回答。
また、調査会社等の第三者に調査を依頼すると通知された学生も 1 人あった。
- 令和 5 年 9 月に厚生労働省が全国のハローワークに来所した事業者を対象に「厚生労働省履歴書様式例」の認知状況や企業における採用選考の方法等を把握するためアンケート調査を実施したと聞いているが、調査結果は公表されていない。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 雇用推進課（075-682-8912）
---------------	-----------------------------

【京都府の取組】

■企業内人権問題啓発事業（令和6年度予算9百万円）

企業の採用選考において、「公正な採用選考」が行われるよう、京都労働局と連携して啓発を実施

▶ 企業内人権問題啓発セミナー

○ 開催概要

京都労働局と京都府が連携し、企業内人権啓発推進員研修会（京都労働局）と京都府企業内人権問題啓発セミナー（京都府）を共同実施

○ 時 期

	開催日	会 場
第1回	5月22日（水）	ロームシアター京都
第2回	5月23日（木）	宇治市文化センター
第3回	5月24日（金）	京都テルサ
第4回	5月28日（火）	メルキュール京都宮津
第5回	8月20日（火）	京都テルサ
第6回	8月28日（水）	市民交流プラザふくちやま

▶ 啓発ポスター、チラシの配布

京都府と京都労働局・ハローワークの連名のものを旬間開始までに作成し、府機関等のほか、職業安定所を通して府内各事業所に配布し、掲示を依頼

▶ 新聞広告

啓発効果を高めるため、5月22日（旬間の初日）の朝刊5紙に新聞意見広告を実施

▶ テレビ広告

公正採用選考推進旬間期間内に公正採用選考啓発スポットCM（15秒×25本程度）を放送（KBS 京都）

▶ 新卒学生向け啓発活動【新規】

府内大学と連携し、大学ポータルやSNS等を活用した啓発を実施

▶ 「新たな履歴書の様式例」の啓発

採用選考時に使用される履歴書について、事業主を対象としたセミナー等で、厚生労働省の「履歴書の様式例」を使用し、本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特に留意するよう啓発